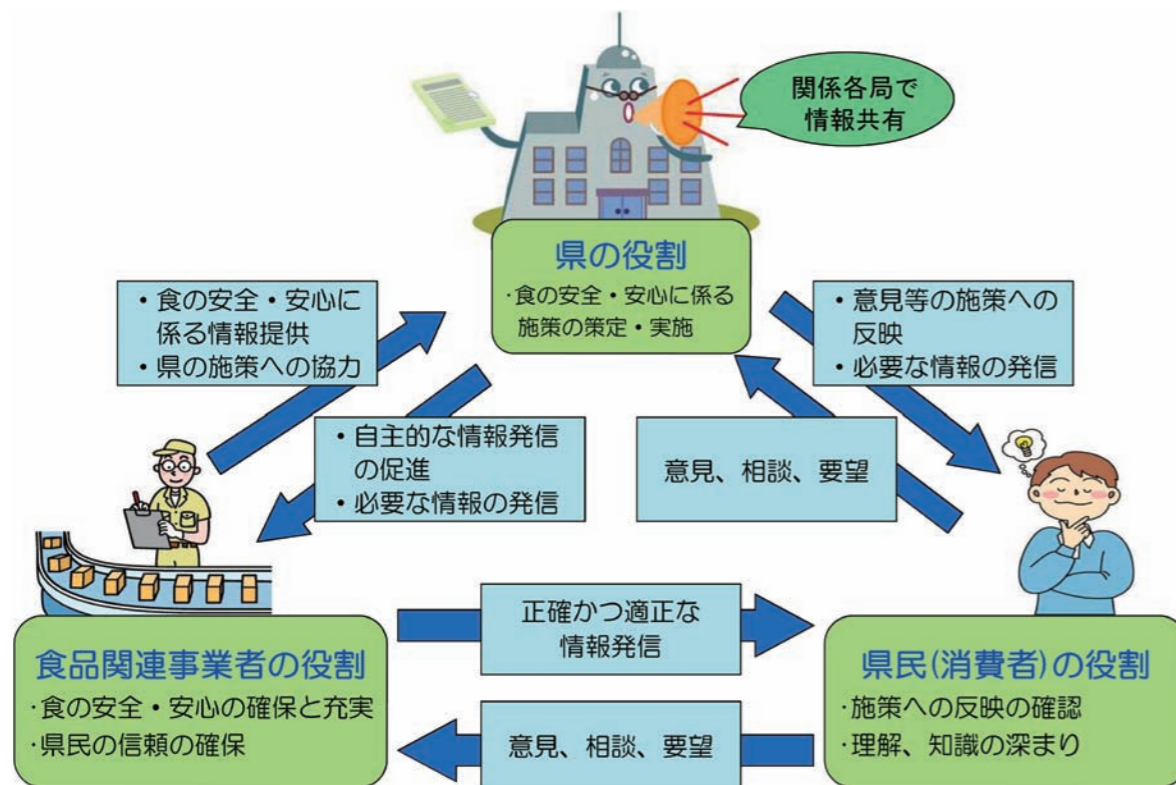


食の安全・安心の確保を推進するためには、県、県民の皆さん、そして食品関連事業者の三者が協力して取り組んでいくことが必要です。



かながわ **食** の安全・安心 の確保の推進に関する指針 (第3次) 平成28年度～平成30年度

概要版



食の安全・安心に関するさまざまな情報を提供しています。

かながわの食の安全・安心ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6576>

かながわ 食の安全

検索

【問合せ先】

神奈川県保健福祉局生活衛生部生活衛生課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-4940
 (直通)

本指針では、食の安全・安心の確保を実現するため、県が取り組む総合的かつ中期的な目標として「生産から販売に至る各段階における安全・安心の確保」及び「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」の2つを掲げ、この目標を達成するために必要な10の施策を定めています。これらを着実に実施することで食の安全・安心の推進を図っています。

目標1

生産から販売に至る各段階における安全・安心の確保

生産段階

施策1 生産者等における自主管理の促進

農林水産物の安全性、品質確保等に関する技術の普及を図り、生産者等の自主的な取組みを促進します。

<主な取組内容>

- ・農業者に対するGAP※などについての技術的な助言・指導
- ・畜産農家に対する家畜の飼養衛生管理などについての技術的な助言・指導
- ・漁業者、魚市場関係者等に対する水産物の鮮度保持などについての技術的な助言

※ GAP

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと

施策2 生産者等に対する指導等の実施

農薬や動物用医薬品の適正使用等の指導等を実施します。

<主な取組内容>

- ・農業者、畜産農家、漁業者等に対する農薬、動物用医薬品、水産用医薬品の適正使用の指導
- ・畜産農家に対する家畜の伝染性疾病等の検査
- ・農薬販売者、動物用医薬品販売者に対する適正販売指導のための立入検査

施策3 生産段階における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究

助言・指導を行う人材の育成、スキルアップ等を推進します。

<主な取組内容>

- ・適正な防除業務の推進にあたる農業者の人材育成
- ・農場HACCP※に係る指導ができる県の人材の育成
- ・漁港や市場の衛生管理等に係る助言・指導を行う漁業者等の人材の育成
- ・農畜水産物の生産技術等の調査研究の実施

※ 農場HACCP

家畜の所有者自らが有害物質の残留等の危害や生産物の温度管理等の重要管理点を設定し、継続的な記録管理を行うことにより、生産農場段階での危害要因をコントロールする飼養衛生管理のこと

施策4 遺伝子組換え作物との交雑の防止等

「神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例」に基づき指導します。

<主な取組内容>

- ・遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入の防止の推進
- ・交雑等のおそれがあると認めるときは、一般作物の検査の実施

製造・輸入・調理・販売段階

施策5 食品業者等における自主管理の促進

製造・輸入・調理・販売の各段階において、食品業者等の自主的な取組みを促進します。

<主な取組内容>

- ・自主検査の実施等に係る助言
- ・業者等に対する講習会開催
- ・適切な自主回収の促進
- ・HACCP導入のための技術的支援
- ・学校給食施設に対する巡回指導、従事者に対する研修等実施

施策6 食品業者等に対する監視指導等の実施

製造・輸入・調理・販売の各段階において、監視指導や必要な検査を実施します。

<主な取組内容>

- ・食品営業施設等に対する監視指導
- ・適正な畜検査、食鳥検査の実施
- ・輸入食品、国産食品等の抜き取り検査の実施
- ・フードディフェンスの取組みの指導

施策7 製造段階等における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究

食の安全・安心に係る助言・指導等を行う人材の育成やスキルアップを推進します。

<主な取組内容>

- ・食品関係団体等において助言・指導ができる人材の育成
- ・食品衛生監視員の人材育成
- ・家畜の疾病等の調査研究の実施

施策8 食品表示の適正の確保の推進

食品を選択するための大切な情報源である食品表示の適正の確保について、関係機関と連携しながら推進します。

<主な取組内容>

- ・新しい表示制度に応じた監視体制の整備
- ・県民の皆さんの相談に対する一元的な対応
- ・不適正な表示に対する指導
- ・アレルギーを含む特定原材料等について、食品の抜き取り検査
- ・食品関連事業者の食品表示に関する自主的な取組みについて、事業者自身が県民に情報提供するよう働きかけ

目標2

リスクに関する相互理解 (リスクコミュニケーション)

施策9 情報の共有化の推進

県や食品関連事業者が食の安全・安心に係る情報を提供し、食品関連事業者及び県民の皆さんにその情報を正しく理解していただくことにより情報の共有化を図ります。

<主な取組内容>

- ・「かながわ食の安全・安心基礎講座」等の開催
- ・県ホームページ、ソーシャルメディア等を通じた情報提供
- ・子どもを対象としたリーフレットやホームページ等による情報提供
- ・食育の推進に関する施策との連携による知識の普及
- ・「かながわ食の安全・安心相談ダイヤル」での相談対応
- ・食品関連事業者の県民に対する自主的な情報提供を促進

施策10 関係者による意見交換の促進

県民の皆さんや食品関連事業者と食の安全・安心について意見交換を実施し、お互いの理解を深めます。

<主な取組内容>

- ・「かながわ食の安全・安心キャラバン」の開催
- ・「e-かなネットアンケート」等を活用した食の安全・安心に関する調査の実施
- ・「かながわ食の安全・安心意見・提案募集」の実施



かながわ食の安全・安心相談ダイヤル

食の安全・安心に関する電話相談を受け付けています。

(専用ダイヤル)

045-210-4685

受付時間 午前8:30~11:30

午後1:00~4:30

(土・日・祝日、年末年始の閉庁日を除く)

